



監修：弁護士 [上田 淳史](#)
文責：弁護士 [田中 いづみ](#)

【判決要旨】

消費者が液化石油ガス（以下「LP ガス」という。）の供給等に関する契約を終了させる場合に消費設備に係る配管の設置費用等に関して所定の金額を LP ガス販売事業者を支払う旨を定めた条項が、消費者契約法 9 条 1 号により無効となるとされた事例。

【事案の概要等】

1 事案の概要

本件は、被告と原告との間で、被告が所有する戸建て住宅（以下「本件住宅」という。）に原告が LP ガスの供給を受ける契約（以下「本件供給契約」という。）を締結したが、本件供給契約には、被告は、供給開始日から 10 年経過前に本件住宅への LP ガスの供給を終了させる場合に消費設備に係る配管の設置費用等に関して、原告に対し、所定の金額を支払うとの条項（以下、この条項を「本件条項」という。）が含まれていたため、本件条項の有効性が争われた事案である。

2 事実関係の概要

原告は、LP ガスの供給、ガス施設等の設計・施工等を業とする株式会社であり、被告は消費者である。

原告は、令和元年頃、株式会社東栄住宅（以下「東栄住宅」という。）が販売する本件住宅に LP ガスの消費設備に係る配管及びガス栓（以下「本件消費設備」という。）を設置したが、本件消費設備の部品代金や設置費用、給湯器やリモコンの設置費用等（以下、本件消費設備と給湯器等の設備を併せて「本件消費設備等」といい、本件消費設備等の設置費用等を「本件設置費用」という。）を東栄住宅に請求しなかった。

被告は、令和元年 6 月、東栄住宅から本件住宅を 2770 万円で購入した。その際、東栄住宅は被告に対し、原告から LP ガスの供給を受ける必要があると説明した。また、本件消費設備

は、本件住宅に付合しており、以下の本件供給契約の締結より前から被告が所有している。

被告は、令和元年7月、原告との間で本件供給契約を締結し、本件住宅へのLPガスの供給を受けるようになった。なお、本件供給契約の内容は以下のとおりである。

ア 原告が本件住宅にLPガスを供給する期間は、供給開始日から10年以上とする。

イ 原告が負担した本件設置費用は21万円（消費税込み）であり、被告が原告から本件住宅へのLPガスの供給を受けている間、原告はこれを請求しない。

ウ 被告は、供給開始日から10年経過前に本件住宅へのLPガスの供給を終了させる場合、本件設置費用に関し、原告に対し、次の算定式で得られた金額（以下、当該算定式で得られる金額を「本件算定額」という。）を、供給終了後、直ちに支払う（本件条項）
（算定式）

21万円－ {21万円×0.9×（供給開始日から供給終了日までの経過月数／120）}

被告は、令和3年6月、原告以外のLPガス供給会社からLPガスの供給を受けることとし、原告との本件供給契約は終了した。そこで、原告は、被告に対し、本件条項に基づき本件算定額の支払を請求した。

これに対し、被告は、本件条項は「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」（消費者契約法9条1号）であり、本件供給契約の解消により原告は何ら損失、損害も発生していないことから、本件条項は契約解消により生ずべき「平均的な損害の額」を超えて定められたものであるため、無効であると主張した。

【訴訟の経過】

1 第一審（東京地判令和5年3月24日）¹

第一審は、以下のとおり原告の請求を棄却した。

「本件消費設備等は、被告が本件住宅を取得する前に、東栄住宅の承諾の下、原告が本件住宅に設置し、これにより本件住宅に付合したものであるところ、原告は、その際に、その設置費用を東栄住宅に請求することなく、原告が負担することとしたものといえる。結局、東栄住宅と原告との間では、原告が無償で本件消費設備等を本件住宅に設置したものであり、これによれば、当該設置費用は原告の判断により、これを原告が負担することとしたものといえる。また、被告は本件消費設備等が付合した本件住宅を、東栄住宅から売買により取得したのであるから、被告が本件消費設備等を取得したことに法律上の原因がないともいえない。

そうすると、本件消費設備等の設置費用は、本件住宅を東栄住宅から購入した者（被告）が当然に負担すべき性質のものではなく、また、その費用を原告が負担したのは原告自身の判断によるものなのであるから、本件条項が、その文言に即して、単に本件消費設備等の費用を被告が負担するという合意であり、それに尽きるとするのは不合理である。

本件条項の内容は、被告に本件消費設備等の費用負担義務があるとするものの、被告によるLPガス供給契約の中途解約（10年以内の解約）があった場合に限り、その具体的な支払義務

¹ 第一審及び控訴審の判決文のうち、以下の用語は筆者により修正。
「本物件」（→本件住宅）、「本件取決め」（→本件条項）、「本件契約」（→本件供給契約）

が発生するというものになっており、その支払が実際に問題となる場面は、被告による中途解約の場合に限られている。また、原告は、本件消費設備等を東栄住宅との関係では無償で設置し、本件住宅を東栄住宅から購入した被告との関係では、原告が被告とLPガスの供給契約を締結し、かつ、その期間を10年以上と定めるとともに、本件条項を設けている。これらによれば、原告としては、被告との間でLPガスの供給を相当期間にわたり行うことで、本件消費設備等の設置に係る投下資本を回収しようとしたものと考えられ、中途解約の場合には、LPガスの供給に対する対価の支払を受けられなくなることから、本件消費設備等の費用に基づき算出された本件請求額の支払を被告に求めることとしたものといえる。すなわち、原告は、本件条項をもって、本件消費設備等の費用そのものの支払を被告から受けようとしていたというよりも、中途解約の場合に同費用から算出された本件請求額の支払義務が被告に発生するとの仕組みを用いることで上記のLPガスの供給による対価の支払を維持しようとしたものというべきであり、この場合に被告が負担する本件請求額の支払義務は、まさに中途解約に対する違約金というべきものであって、本件消費設備等の費用は、かかる違約金の算定方法として用いられたにすぎないものとするのが合理的である。なお、原告は、被告が原告とのLPガス供給契約を中途解約することは債務不履行にならないとして、本件条項は、損害賠償や違約金の定めではないと主張するが、上記のように本件条項は、LPガスの供給契約を維持するための仕組みといえ、中途解約の場合には被告に一定の金銭負担を生じさせるものである。したがって、本件条項は、10年間という期間設定のあるLPガスの供給契約を、上記金銭負担を背景に当該期間は維持させることを被告に約させるものといえるのであり、上記のとおり違約金として認定できるものである。

以上のとおり、本件条項は、原告の主張するような本件消費設備等の費用を被告が負担する旨の合意ではなく、本件消費設備等の費用を算定の基礎として算出した中途解約に対する違約金を定める合意というべきものである。

したがって、その余の点については検討するまでもなく、本件消費設備等の費用を被告が負担する旨の合意に基づく原告の被告に対する本件請求には理由がない（本件では、原告は中途解約に対する違約金の支払請求をしない旨の整理がされていることは事案の概要欄記載のとおりである。）。」

2 控訴審（東京高判令和5年10月26日）

原告が控訴。控訴審は、以下のとおり一審判決を取り消し、控訴人（原告）の請求を認容した。

「被控訴人は、本件消費設備等の設置費用が本件住宅の売買代金には含まれておらず、被控訴人が10年経過前にLPガス供給会社を変更し控訴人からLPガスの供給を受けないこととなった場合には、被控訴人が本件消費設備等の設置費用を一定限度で負担することとなることを十分認識していたものと認められるから、本件条項は、控訴人が負担した本件消費設備等の設置費用について、被控訴人が、控訴人からのLPガスの供給期間である10年間を経過する前に控訴人からその供給を受けないこととなった場合には、控訴人に対し、本件供給契約に定める算定式により算出される金額を支払うことを約したものと解するのが相当である。」

「被控訴人は、本件条項は本件供給契約を解約したときに当然かつ一方的に被控訴人に金銭の支払義務を発生させるものであり、解約に伴う損害賠償額の予定ないし違約金の定めという

べきものであり、何ら損害も発生しない控訴人について契約解消により業者に生ずべき平均的な損害を超えて定められたものとして、消費者契約法9条1号により無効であると主張する。

しかしながら、…本件条項は、控訴人が負担した本件消費設備等の設置費用について、控訴人が本件供給契約に基づくLPガスの継続的な供給（期間10年）によって得る利益をもってその回収に充てることとし、本件供給契約が所定の供給期間の経過前に解約された場合には、その未回収相当分を、本来設置費用を負担すべき被控訴人において支払うことを定めたものと解され、また、本件条項により被控訴人が支払うこととなる本件消費設備等の設置費用は、本件供給契約所定の算定式によって算出される金額…における基準となる費用の額が「21万円（税込）」であり…、内訳は認定事実²…のとおりであることに照らすと、合理的なものであり、不相当に高額とはいえない。また、被控訴人は、本件条項により本件供給契約を継続すべき義務を負うものではなく、本来負担すべき本件消費設備等の設置費用の一切を負担して10年以内に本件供給契約を終了させるかどうかは、被控訴人の自由な選択に委ねられているから、本件条項が損害賠償額の予定又は違約金の定めを合意したものと解することはできず、被控訴人の上記主張は採用することができない。」

3 上告審（最三判令和7年12月23日）

被控訴人（被告）が上告受理申立て。上告審は、以下のとおり原判決を破棄し、被上告人（原告）の控訴を棄却した（以下「本判決」という。）。

(1) 本件条項が違約金の定めに該当するか

「被上告人は、本件住宅に本件消費設備等を設置しながら、東栄住宅に対して本件設置費用を請求しておらず、上告人は、本件住宅の購入に当たって東栄住宅より被上告人からLPガスの供給を受ける必要がある旨説明を受けていた。このことからすると、被上告人は、東栄住宅の協力の下に、本件住宅を購入した者との間で優先的にLPガスの供給契約の締結について交渉することができる事実上の地位を確保するため、自らの判断で本件設置費用を東栄住宅に請求しなかったということができる。また、被上告人は、上告人と本件供給契約を締結するに当たり、上告人が被上告人からLPガスの供給を受けている間は上告人に本件設置費用を請求しないこととするとともに、本件条項により、上告人が供給開始日から10年経過前に本件供給契約を終了させる場合は、経過期間に応じて本件設置費用に関して支払われるべき本件算定額を遡減させることとしていたが、これらは、本件供給契約を締結するように上告人を誘引し、併せて本件供給契約が短期間で解約されることを防止し、本件供給契約を長期間維持するためのものであったといえる。このような本件供給契約の締結に至るまでの経緯及び本件供給契約の内容からすると、本件設置費用は、本件供給契約を獲得し、これを長期間維持するために先行投資された費用ということができる。

また、本件条項は、一見すると、本件消費設備等の設置の対価として本件算定額の支払義務を定め、上告人が10年間にわたって被上告人に支払うガス料金から本件設置費用を回収することを予定するものであったようにもみえる。しかしながら、本件供給契約上、本件算定額は供給開始日から10年が経過するまでの間において1か月ごとに一定額ずつ減少する

² 基本工事費3万9000円、ガス栓ライン工事費2万5000円、フレキコック接続2320円、付帯工事費7820円、給湯器取付工事費2万円、追い焚き配管工事費4万円、リモコン取付工事費2万8000円、試運転費等2万円、諸経費1万8214円の計20万0354円から端数処理で5909円を差し引いた19万4445円（消費税1万5555円）である。

とされているものの、10年経過後には上告人が被上告人に支払うべきガス料金が減額されるという定めはなく、本件設置費用とガス料金との関係は明確にされておらず、本件設置費用がガス料金から回収されることになっていたのかも明らかではない。このような本件供給契約の内容に加え、被上告人が、本件供給契約と同種のLPガスの供給契約を多数締結しているLPガス販売事業者であることからすると、被上告人においては、既に消費設備の設置費用の回収が終わっている契約者に対し、従前と同様のガス料金を設定するなどし、他の契約者の消費設備の設置費用を負担させることができるような料金体系となっていて、実際には、上告人のみならず、契約者全体から得られるガス料金から本件設置費用を回収する仕組みとなっていたことがうかがわれる。これらのことからすると、本件算定額が本件消費設備等の設置の対価といえるものかどうかは明らかではないといわざるを得ない。

以上からすると、本件条項は、本件消費設備等の設置の対価を定めたものではなく、本件供給契約が供給開始日から10年経過前に解約されるなどして被上告人がその後のガス料金を得られなくなった場合に本件算定額の支払義務を負わせることで、短期間の解約が生ずることを防止し、本件供給契約を長期間維持することを図るとともに、併せて先行投資された本件設置費用に関して被上告人が被る可能性のある損失を補てんすることも目的の一つとするものというべきであり、実質的にみると、解除に伴う損害賠償の額の予定又は違約金の定めとして機能するものといえることができる。したがって、本件条項は、違約金等条項に当たるといえるべきである。

以上と異なる見解の下に、本件条項が違約金等条項に当たらないとした原審の上記判断には法令の解釈適用を誤った違法がある。」

(2) 本件条項が消費者契約法9条1号に違反するか

「本件条項が違約金等条項に当たることからすると、本件算定額の全部又は一部が、本件供給契約と同種の消費者契約の解除に伴い被上告人に生ずべき平均的な損害、すなわち、一人の消費者と被上告人との間で、本件供給契約と同種のLPガスの供給契約が解除されることによって被上告人に一般的、客観的に生ずると認められる損害の額を超えるものである場合、本件条項は当該超える部分について消費者契約法9条1号により無効となる。そして、この点について、本件条項の目的の一つが、先行投資された本件設置費用に関して被上告人が被る可能性のある損失を補てんすることにあることからすると、LPガスの供給契約が解除されてそれ以降のガス料金を得られなくなると、被上告人において先行投資費用として負担した消費設備に係る設置費用の未回収分の損害が生じたように見えなくもない。

しかしながら、上記のとおり、供給開始日から10年が経過しても上告人が被上告人に支払うべきガス料金が減額されることになっておらず、本件設置費用とガス料金との関係が不明確なものとされていたという本件供給契約の内容等からすると、被上告人において、ある契約者に係る消費設備の設置費用は、契約者全体から得られるガス料金から回収する仕組みとなっていたものというべきである。このことに加え、本件供給契約と同種のLPガスの供給契約においてLPガスの価格に法令上の規制がなく、LPガス販売事業者は自由にガス料金を設定することができることも併せて考慮すると、被上告人としては、解除時点では消費設備に係る設置費用の全部を回収できていない契約者が一定数生ずるという事態が起きることを見越し、利益が確保できるように契約者全体のガス料金を適宜設定し、設置費用が未回収となったことの負担を他の契約者に転嫁することが可能になっていたといわざるを得

ない。そうすると、上記事態が起きたとしても、被上告人に上記未回収分の損害が生じたとはいえないというべきである。

そして、他に、本件供給契約と同種の消費者契約の解除に伴い被上告人に生ずべき平均的な損害に当たり得るものは見当たらない。

以上からすると、本件供給契約と同種の消費者契約の解除に伴い被上告人に生ずべき平均的な損害は存しないというべきである。

したがって、本件条項は、その全部について消費者契約法 9 条 1 号により無効となるというべきである。」

(3) なお、本判決には、以下のとおり林道晴裁判官の補足意見がある。

「本件は、かねてから LP ガス販売事業において「無償配管」や「貸付配管」と呼ばれていた商慣行（以下「無償配管の商慣行」という。）に関する法的問題点のうち、消費者契約法に関するものについて判断を示したものである。無償配管の商慣行とは、戸建て住宅の建築の際、建設業者等が、提携している LP ガス販売事業者³に当該住宅の消費設備に係る配管（以下「屋内配管」という。）の工事を無償で行わせ、当該 LP ガス販売事業者は、当該住宅の購入者等（以下「家主」という。）と LP ガスの供給契約を締結する際に、屋内配管の設置費用を一括して請求せず、当該家主が所定の期間内に当該供給契約を解約するなどの場合に、当該設置費用の精算を求めるというものである。無償配管の商慣行については、本件のように、ガス料金と設置費用との関係が不明確なものとされていることが多く、そのことによってガス料金が不透明なものとなっている上、家主が短期間で解約しようとする高額な設置費用を一挙に支払うことを余儀なくされるため、LP ガス販売事業者を選択する自由を阻害するおそれがあるなどの問題点のあることが指摘されており、これまでその是正に向けた取組が経済産業省や公正取引委員会等によって種々行われてきた。そして、令和 6 年 7 月 2 日に改定された液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針において、今後、無償配管の商慣行を行わない方向で取り組んでいくことが望ましい旨が明記されるに至ったものの、本件条項と同種の条項の法的性質やその効力をはじめとする複数の重要な法的問題点（本件では、被上告人は、屋内配管が本件住宅に付合し、上告人がその所有権を有することについて争っていないが、屋内配管が戸建て住宅に付合するか否かなども上記法的問題点の一つといえる。）について、いまだその解釈等が定まっていなかった。

本判決は、無償配管の商慣行を巡る上記現状に鑑み、本件条項が、違約金等条項に当たり、消費者契約法 9 条 1 号により全部無効となるとする判断を示したものである（なお、最高裁令和 6 年（受）第 1373 号同 7 年 12 月 23 日第三小法廷判決は、屋内配管が原則として戸建て住宅に付合するものであることなどについて判断を示している。³）。もっとも、本判決が消費者契約法 9 条 1 号の平均的な損害について述べたところは、大量取引を前提とした継続的な LP ガスの供給契約において、LP ガス販売事業者が、供給契約全体で発生するリス

³ この別件判決の事案において、上告人（原告）と被上告人（被告）は、本件供給契約とともに「液化石油ガス供給・消費設備の売買予約と貸与契約書」（以下「本件契約」という。）を締結しており、本件契約には、上告人は、被上告人が本件供給契約を解除したときは LP ガスの配管等（以下「本件配管」という。）の売買予約契約の予約完結権を行使できるという条項が含まれていたことから、上告人は被上告人に対して、当該条項に基づき売買代金等の支払を請求した。これに対し、同判決は、本件配管は本件住宅に付合しており、被上告人は本件契約締結以前から本件配管の所有権を有していたことから、本件契約をその文言どおりに売買予約契約と解することはできないとして、上告人の請求を棄却した。

クを計算してガス料金を適宜設定できる立場にあるということのみならず、屋内配管の設置費用とガス料金との関係をあえて不明確なものとするこで、ある契約者に係る設置費用を当該契約者からだけでなく、契約者全体から回収するという仕組みを構築していたことに着目してなされた判断である。そして、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 16 条 15 号の 7（令和 6 年経済産業省令第 32 号（令和 7 年 4 月 2 日施行）による改正後のもの）は、LP ガス販売事業者に対し、基本料金、従量料金及び消費設備等に係る費用の三つに整理してガス料金等を請求するという、いわゆる三部料金制を採用することを義務付けているところ、LP ガス販売事業者が、屋内配管の所有権が家主に帰属することを前提として、三部料金制の下、家主が月々負担すべき設置費用の額を基本料金及び従量料金と区別して請求するような場合には、本判決の射程は当然には及ばなくなるものと解される。LP ガス販売事業者においては、今後、三部料金制を徹底するなどし、ガス料金の透明化を図ることが望まれるところである。」

【解説】

1 本件における争点

本件における争点は、主として、本件条項の性質及び有効性である。

(1) 本件条項の性質（解除に伴う損害賠償の額の予定又は違約金の定め）に該当するか）

ア 消費者契約の解除に伴う「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」の合算額が、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える部分は、無効とされる（消費者契約法 9 条 1 号）。「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」とは、実質的に損害賠償額の予定等と解釈される約定であればよく、厳密には損害賠償請求権や違約金請求権とは異なる、費用返還請求権、目的物の使用利益償還請求権、減価賠償請求権等の契約条項も包含する概念と解される。⁴ 本件条項は「違約金条項」と明示的に定められたものではなかったため、「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に該当するか否かが争われた。

イ 第一審は、被告による中途解約の場合に、本件算定額の支払義務が被告に発生するという仕組みを用いることで、LP ガスの供給による対価の支払を維持しようとしたものというべきであり、被告が負担する本件算定額の支払義務はまさに中途解約に対する違約金であると判示した。一方、控訴審は、本件条項は違約金の定め等ではないとして、原告の主張のとおり、本来被告において本件消費設備等の設置費用を負担するところ、LP ガスの継続的な供給により回収に充てることとし、当該機関経過前に解約された場合には算定式により算出される金額を支払うことを約したものであると判示した。

これに対し、上告審では、①本件供給契約上、本件算定額は供給開始日から 10 年が経過するまでの間において 1 か月ごとに一定額ずつ減少するとされているものの、10 年経過後には被告が支払うべきガス料金が減額されるという定めはなく、本件設置費用とガス料金との関係は明確にされておらず、本件設置費用がガス料金から回収されることになっ

⁴ 石川雅規『コンメンタール消費者契約法（第 3 版）』340-341 頁（商事法務,2025）

ていたのかも明らかではないこと、②原告においては、既に消費設備の設置費用の回収が終わっている契約者に対し、従前と同様のガス料金を設定するなどし、他の契約者の消費設備の設置費用を負担させることができるような料金体系となっていて、実際には、契約者全体から得られるガス料金から本件設置費用を回収する仕組みとなっていたことから、本件算定額が本件消費設備等の設置の対価といえるものかどうかは明らかではないとして、本件条項は「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」であるとした。

ウ 本判決は、個別の契約者との契約内容のみに着目するのではなく、広く原告と契約者全体との契約関係にも焦点を当て、契約者全体から得られるガス料金から設置費用等を回収する仕組みになっていると本件条項を解釈したことから、本件算定額が本件消費設備等の設置の対価であると認定することはできないとして、「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」と判断した。

従前、消費設備等の設置費用とガス料金をあえて不明確とすることで契約者全体から設置費用を回収するという仕組みを構築することについては問題視されていた。資源エネルギー庁では、平成 28 年 2 月に総合資源エネルギー調査会の下「液化石油ガス流通ワーキンググループ」を設置し⁵、LP ガス販売事業者による販売価格の透明性の確保等に関する議論を行ってきた。その後、資源エネルギー庁は、「液化石油ガスの小売り営業における取引適正化指針（令和 6 年 7 月 2 日改訂）」（以下「取引適正化指針」という。）を制定し、無償配管の商慣行により消費者が不利益を被っている状況を是正すべく、LP ガス事業者の留意すべき事項を定め、その中でも、LP ガス事業者の変更を制限する条項を付した契約等の締結は禁止することが改めて示されている（取引適正化指針 3(3)イ）（3 頁）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）16 条 15 号の 5 及び第 15 号の 6）。また、LP ガス事業者は三部料金制の徹底が必須とされ（取引適正化指針 3(4)）（4 頁）、消費者が消費した LP ガス量にかかわらず生じる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、消費者が負担する費用の算定根拠を通知する義務を負うことが法令でも定められている（規則 16 条 15 号の 7）。

林裁判官の補足意見において敷衍されているとおり、本判決は上記のような行政庁の動きや議論をも参照しながら、本件条項が違約金等条項に当たり消費者契約法 9 条 1 号により全部無効となると判断したものである。なお、補足意見においては、三部料金制の下、家主が月々負担すべき設置費用の額を基本料金及び従量料金と区別して請求するような場合には、本判決の射程は当然には及ばなくなるものと解されるとされており、今後の実務において考慮すべき点であると考えられる。

(2) 本件条項の有効性（消費者契約法 9 条 1 号により無効となるか）

ア 上記(1)アのとおり、消費者の契約解除に伴う損害賠償の額を予定し又は違約金を定める条項について、当該違約金等を合算した額が事業者が生じる平均的な損害の額を超える場合には、当該超過分については無効となる（消費者契約法 9 条 1 号）。「平均的な損害の

⁵ 資源エネルギー庁「資料 3 液化石油ガスワーキンググループの設置について」（平成 28 年 2 月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiryu_gas/ekika_sekiyu/001.html

額」とは、同一事業者が締結する多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額を指し、具体的には解除の事由、時期等により同一の区分に分類される複数の同種の契約の解除に伴って、当該事業者に生ずべき損害の額の平均値を意味する。⁶

イ 第一審では、そもそも原告は違約金の支払請求はしないと主張していたことから、本件条項の有効性については判示されていない。控訴審においても、本件条項が「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」には該当しないことが前提とされていたことから、当然消費者契約法 9 条 1 号に違反しないと判示した。

上告審では、①本件設置費用は、契約者全体から得られるガス料金から回収する仕組みとなっていたこと、② LP ガスの価格に法令上の規制がなく、LP ガス販売事業者は自由にガス料金を設定することができることから、原告としては、設置費用の全部を回収できていない契約者が一定数生ずるという事態が起きることを見越し、本件の被告による解約により利益が確保できるように契約者全体のガス料金を適宜設定していると考えられるとして、原告には本件供給契約の解除に伴い原告に生ずべき平均的な損害に当たり得るものは見当たらないと判示した。上記(1)アのとおり、上告審では、本件設置費用について、個別の契約者毎に回収が図られるものではなく、契約者全体から得られるガス料金から回収が図られるものと解釈しており、個別の契約毎にそれが中途解約されたことによる損害なるものを観念することができない建付けといえることからして、このような結論が導かれることは合理的といえる。

2 参考～違約金条項の証明責任の所在に関する裁判例

なお、違約金条項の証明責任が問題となった裁判例として、さいたま地判平成 15 年 3 月 26 日がある。

(1) 概要

消費者及び LP ガス販売業者の間で、ガス切り替え工事の請負及び LP ガスの販売供給を内容とする契約を締結した。当該契約には、ボンベ交換後 1 年未満で LP ガス販売業者を変更した場合には、8 万 8000 円の違約金を支払う旨の違約金条項が定められていた。消費者がボンベ交換後 1 年経過前に LP ガス供給契約を解除したところ、LP ガス販売業者は消費者に対し、違約金を請求した。

(2) 判旨

裁判所は、消費者契約法が消費者保護を目的とする法律であること、消費者には事業者が生じる損害を把握することが困難であることから、違約金条項の有効性は事業者側において主張立証すべきとした上で、LP ガス販売業者による具体的な主張立証が不十分であること、ガス切り替え工事にかかる費用が高額ではなく契約締結後 5 か月経過していれば当該費用は回収可能であることから、違約金条項は消費者契約法 9 条 1 号により無効となると判示した。

⁶ 消費者庁「消費者契約法 逐条解説」155 頁
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations

(3) 小括

違約金条項の有効性判断に当たり、「平均的な損害の額」（消費者契約法 9 条 1 号）を超えることの立証責任が LP ガス販売業者側にあることを明らかにした裁判例である。なお、「平均的な損害の額」の立証責任の所在は争いがあるものの、基本的には消費者が立証責任を負うものと判断される。⁷しかし、主張立証に必要な情報は事業者に偏在していることが多く、消費者において主張立証を行うことが困難な状況となっていることから、従前より立証責任の軽減について議論が進められてきた。⁸そのような中で、立証責任が事業者側にあることが明示された裁判例として意義を有する。

3 まとめ

本判決は、無償配管の商慣行を踏まえ、本件設置費用とガス料金との関係が不明確である本件条項について消費者契約法 9 条 1 号により全部無効であることを初めて明言した点において、実務上重要な意義を有する。また、補足意見に示されたように、今後、事業者としては、三部料金制の下、消費者が負担する料金との対価関係を明確にすることを徹底する必要がある。また、本判決を受けて、既に LP 販売事業者に対して同種の違約金を支払った消費者による違約金等返還請求等の紛争が多発する可能性も否定できないところであり、今後の動向が注目される。

⁷ 消費者庁 消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会 報告書（資料 2-1）」29 頁（令和元年 9 月）

[consumer_system_cms202_191220_06.pdf](#)

最判平成 18 年 11 月 27 日判時 1958 号 12 頁（学納金返還請求訴訟）

⁸ 例えば、（ア）消費者が消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件が類似する同種の事業者に生ずべき平均的な損害の額を立証した場合には、その額が当該事業者が生ずべき平均的な損害の額と推定されるという規定を設ける、（イ）消費者契約法第 9 条第 1 号の規定の適用に係る訴訟において、消費者又は適格消費者団体が同号の平均的な損害の額を超えるものとして主張する金額を否認するときは、相手方事業者は、自己の主張する金額の算定根拠を明らかにしなければならず、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでないという旨の規定を設ける、といった規定を設けること等が検討された（消費者庁・前掲（注 7）34-39 頁）。しかし、いずれも消費者契約法の令和 4 年 5 月改正には採用されなかった。

【監修】



上田 淳史（弁護士）
Email: aueda@iwatagodo.com

慶應義塾大学法学部卒業、1998年弁護士登録。
訴訟・紛争案件を多数取り扱う。2023年より司法試験・司法試験予備試験審査委員（民法）を務める。

【文責】



田中いづみ（弁護士）
E-mail: izumi.tanaka@iwatagodo.com

東京大学法科大学院修了。2023年弁護士登録。
紛争解決、コーポレート案件、ファイナンス案件、競争法案件等、企業法務全般を広く取り扱う。

岩田合同法律事務所

1902年(明治35年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約120名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。